

港区街づくり推進事務手数料条例の一部を改正する条例

本案は、「宅地造成等規制法」等の一部改正に伴い、手数料の新設等をするものです。

【条例改正の背景】

令和3年7月、静岡県熱海市で盛土が崩落し、大規模な土石流災害が発生したこと等を踏まえ、宅地造成等規制法が改正され、法律名が宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」といいます。）に改められるとともに、土地の用途にかかわらず、危険な盛土等に対する包括的な規制が行われることとなりました。

東京都により、令和6年7月31日に盛土規制法に基づき区内全域が工事規制区域として指定されることとなり、工事規制区域内において盛土等の工事を行う場合は、あらかじめ区が工事内容の審査を行うことから、その事務手数料を定めるため、条例を改正します。

【条例改正の内容】

- ①盛土規制法による工事の許可申請手数料等を新設します。
  - ・宅地造成等工事許可申請手数料
  - ・宅地造成等工事変更許可申請手数料
  - ・宅地造成等工事に関する証明書の交付手数料
  - ・盛土規制法調書の写しの交付手数料
- ②開発行為の許可申請等における手数料を引き上げ、及び新設します。
  - ・開発行為許可申請手数料の引上げ
  - ・開発行為変更許可申請手数料の限度額の引上げ
  - ・開発行為又は建築に関する証明書の交付手数料の新設

【施行期日】

令和6年7月31日